事　務　連　絡
令和３年５月 14 日

公益社団法人　日本看護協会　御中

厚生労働省医政局看護課

緊急事態宣言の延長を踏まえた
職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について（周知依頼）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、状況が刻々と変化していく中、その対応にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、令和３年５月７日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づく緊急事態宣言の延長が決定され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）が改正されたところです。

改正後の基本的対処方針において、「職場への出勤等」につきましては、従前の感染防止のための取組の徹底等に加え、「高齢者や基礎疾患を有する者など重症化リスクのある労働者及び妊娠している労働者や同居家族にそうした者がいる労働者については、本人の申出等を踏まえ、テレワークや時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮を行うこと」等とされたところです。

職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理につきましては、「緊急事態宣言の発出を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について（周知依頼）」（令和３年４月 28 日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）により留意事項をお示しし、会員の皆さまに対して周知をお願いしたところですが、これらの事項に加え、改正後の基本的対処方針につきましてもご配慮いただくよう、会員の皆さまに対し改めて周知等の御協力をお願いします。

（要請文）緊急事態宣言の延長を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18496.html

（参考資料）職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理に関する参考資料一覧
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html

収受
No. 477
3.5.17
日本看護協会